

アサヒホールディングス株式会社 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、アサヒホールディングス株式会社と称し、英文ではAsahi Holdings, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 貴金属地金およびその他の金属地金の加工、販売、輸出入業ならびに分析
2. 貴金属原材料およびその他の金属原材料の回収、再生、加工、製錬、輸出入業ならびに分析
3. 貴金属製品の製造、加工、販売、輸出入業および宝石の加工、販売、輸出入業
4. 貴金属回収装置の製造、販売、輸出入業ならびに保守管理および賃貸
5. 一般および産業廃棄物の収集運搬、再生、処理業ならびに廃棄物副産品の資源化有効利用およびその販売
6. 水質汚濁防止装置の開発、製造、販売および輸出入業
7. 環境計量証明事業
8. シアン化合物（シアン化金、シアン化銀等）および毒物、劇物を含む試薬の製造、販売
9. 化学工業薬品、化粧品、電解イオン水生成装置、歯科用合金、合成樹脂材料、精密機械部品、電子部品、医療機器、コンクリート製品、堆肥、有機肥料、園芸用材料の製造、販売および輸出入業
10. 金属加工品、電子部品関連資材等産業用資材、工業薬品、建材、家具、家庭用健康器具、雑貨の販売および輸出入業
11. 土壌汚染の分析、汚染土壌の浄化および改良業務受託ならびに金属、水質、産業廃棄物、大気、作業環境等の分析受託および分析機器の販売
12. 環境保全・公害防止その他各種プラント、設備の設計、施工、販売、保守管理
13. 土木工事業、建築工事業、解体工事業、造園業
14. 貨物自動車運送事業
15. 古物業
16. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神戸市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、258,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項に掲げる権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。

③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

② 前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役が招集し、その議長となる。

② 前項に定める取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

② 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(取締役の選任方法)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

② 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。

② 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役が招集し、その議長となる。

② 前項に定める取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第23条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(監査等委員会規則)

第25条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(監査等委員会の決議方法)

第27条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会があったものとみなす。

(取締役への委任)

第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 会計監査人

(会計監査人)

第32条 会計監査人は株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第35条 当社は、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

- ② 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から、満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1 当社は、第6期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役

であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 第6期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第2項（監査役の責任免除）の定めるところによる。

改訂日	平成27年6月16日
	令和3年4月1日
	令和3年6月15日